
平成28年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

平成28年10月7日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成28年10月7日 午前9時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第11 議案第73号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第5 認定第5号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第6 認定第6号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第7 認定第7号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第8 認定第8号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第9 認定第9号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第10 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について
 日程第11 議案第73号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
 日程第12 閉会中の継続調査について
 日程第13 議員派遣の件について

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程お手元に配付のとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（安永 友行君） 日程第1、認定第1号平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

なお、討論、採決については、各認定議案ごとに行いますので、御承知ください。

決算審査特別委員会からの報告を求めます。4番、桜下決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（桜下 善博君） 決算審査特別委員会の委員長の桜下でございます。お手元に配付いたしました審査報告書を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

平成28年10月7日、吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長桜下善博。平成27年度決算審査特別委員会審査報告書。平成27年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、平成28年9月20日から9月29日までの間において、決算審査特別委員会を開催し、審査しました。その結果を、会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記。

審査案件。1、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について、2、平成27年度小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、3、平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、4、平成27年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、5、平成27年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、6、平成27年度簡

易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、7、平成27年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、8、平成27年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、9、平成27年度興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、審査日、平成28年9月20日、平成28年9月21日、平成28年9月の26日、平成28年9月28日、平成28年9月29日。

審査意見を報告します。共通、1、窓口業務においては、ワンストップサービスなど、住民の利便性向上のための努力がされている。両庁舎に地域振興室が設置されているが、住民サービスに支障をきたさないよう、六日市地域振興室の充実を初めとして、組織機構の見直しや事務処理の工夫の検討が望まれる。2、町税、使用料等徴収については努力が成果として表れているものもあり評価できる。今後も引き続き歳入の確保と公正公平の観点から全庁挙げて取り組まれない。3、各公共施設の維持管理には年間多額の費用が支出されているが、歳入面での使用料は歳出に比較して少額である。今後、各施設を維持していくために適正な使用料の確保は不可欠であり、受益者負担の観点からも、過度な減免等は検討していく必要がある。4、職員の労働環境に関しては、有給休暇等が取得しにくい環境と推察される。職員の健康管理面からも改善が望ましい。

総務課、1、地方交付税の合併算定替による減額を見据え、引き続き財政健全化に取り組む必要がある。2、住民サービス向上のため、接遇を初めとして引き続き職員（非常勤嘱託職員を含む）の研修を充実することが必要である。3、社会福祉士等修学資金の収納対策については、法的措置も検討し、強化されたい。

企画課、1、町の政策、企画、イベント、観光などの情報を速やかに町内外へ発信するためインターネットやメディアの活用方法を工夫し、情報発信力を定める努力をされたい。2、観光客や交流人口をふやすためには、観光協会の果たす役割は大きく、これまで以上に町が観光協会と連携し、充実させていくことが必要である。3、各観光施設は経年劣化等により、毎年修繕費等が発生している状況にあるが、適切な維持管理に努め、合わせて町内の観光資源も有効に活用する必要がある。

税務住民課、1、地籍調査事業については、進捗率を上げるための抜本的な対策を図り、早期完了が望まれる。特に山林の調査を急ぐ必要がある。2、斎場については、利用者のニーズに対応するよう、施設整備、改修が望まれる。

保健福祉課、1、高齢者福祉事業の充実には、社会福祉協議会との連携が必要不可欠であり、さらに緊密に連携していく必要がある。2、出生率を上げるためには、雇用の確保など、若者定住対策が不可欠であり、各関係課、関係機関及び近隣自治体との広域連携も図り、取り組む必要がある。

産業課、1、各種補助金や助成制度については、住民への認知度が低い施策もある。全ての補

助金制度等について、ホームページ等も活用し、周知徹底の工夫が望まれる。2、木の駅プロジェクト事業については、現段階では十分な効果があられていない状況であるので、事業目的に沿って、効果を拡大すべく創意工夫が必要である。3、共通事項でも述べたが、物理的に窓口に行きにくいことが、農業の衰退や生産意欲の低下につながっているため、住民に対しての相談体制の工夫が望まれる。

建設水道課、1、簡易水道会計の公営企業会計移行に向け、準備が進められているが、公正公平の観点から水道料金滞納分については全力を上げて取り組まれない。

教育委員会、1、町内の文化財についてはPR不足であり、町内外への発信力を高める必要がある。また、文化財の維持管理の充実が望まれる。2、各種スポーツ施設の利用においては観光協会と連携し、利用者を点でなく線的にふやす努力が必要である。3、各学校の施設については空調設備など教育環境の充実が望まれる。

柿木地域振興室、1、ふるさと夏祭り事業については、年々盛り上がりを見せているが、今後、この事業を発展、継続していくため、実行委員会と行政がさらに連携を密にしていく必要がある。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案のとおり認定することに決定しました。

なお、指摘事項に対しては、改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され改善したのか報告されるよう要請します。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 以上で決算審査特別委員長の報告が終わりました。

日程第1、認定第1号平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定から日程第9、認定第9号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてまでの質疑を許します。質疑は議案番号を示してお願いをいたします。質疑はありませんか。――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

日程第1、認定第1号平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について討論と採決を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、認定第1号平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

まず一つは、居住環境改善事業を、これは税務住民課のほうで建物の解体をした分ではありますが、これは契約議決のときにも反対の討論を行いましたので、詳細は申しませんが、調査基準価格よりも低い金額を入札した業者に対し、丁寧な対応をしておれば約2,000万円の支出を抑えることができたというものでありますし、なおかつこのたびの各会計の決算審査意見書が監査

よりも出されておりますが、その中で申しているように節間流用という形で、予算書の説明事項に載らない形で流用の手続が行われ、しかも不用額として300万円近い不用額を生じるというような予算の執行の状態がございました。

もう一件は、ただいま決算審査特別委員長より審査意見が述べられましたが、その中の共通の3番目に各公共施設の維持管理について言及がされているところではありますが、今、吉賀町の施設に他団体の清涼飲料水の自動販売機の設置がされておりますが、この特に前教育長が許可をしたところにつきましては、本来のルールから逸脱した形での契約がされたというふうに認識をしております。なおかつ、この費用につきましても、町が負担をしております電気代と比較しても少ないというふうにもみられますし、建物の付随する分でありますから、場所の面積当たりの借地料を支払っているところもありますが、電気代については納入の実績がないというところもございます。

このような、状態を続けるということは非常に町の財産管理上においても、また予算の執行という点からしても認めるわけにいかないということで、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、認定第1号平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第2、認定2号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、認定2号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第3、認定第3号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第3、認定第3号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、認定第4号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第5、認定5号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、認定5号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第6、認定第6号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、認定第6号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、認定第7号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、認定第8号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第9、認定第9号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、認定第9号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第10、報告第5号

○議長（安永 友行君） 以上で、決算認定の件については終了し、日程第10、報告第5号議会委任による専決処分報告についての報告を求めます。中谷町長。——中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、報告第5号でございます。

議会議員による専決処分報告について、地方自治法（昭和20年法律第67号）第180条

第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。
平成28年10月7日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。専決処分書。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。平成28年9月21日、吉賀町長中谷勝。
記。

損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、16万2,000円。2、損害賠償の相手方、吉賀町在住個人。3、補償の内容、旧備中屋建物解体工事により相手方家屋の玄関、框、敷台、トイレ床と壁、2階洋室の壁、2階廊下、天井及び2階床の間にそれぞれ隙間が生じたため、修繕工事に要する経費についての補償でございます。

これにつきましては、工事着工する前に、いわゆる調査をさせていただいたわけでございますけれど、その後の調査はまたということでございましたけれど、いわゆるこうした被害が出たところについて、どの程度の補償があるのかということ調査を設計士とともに担当課のほうが行って調査をいたしまして、この金額が出されましたので、補償させていただきたいということで御提案をしておるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 詳細説明は行いません。以上で報告が終わりました。質疑を許します。
質疑ありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 先ほど町長の説明で、事前に調査をしたということでありますが、これつまり、高橋建設さんと思うんですが、高橋建設の解体工事によりこの隙間が生じたということではありますが、町の発注事業で、要するに発注事業ではありますが、業者の責任というのが、業者の工事によってこの損害が出たということではありますが、これは業者のほうに損害を求めるといえることはできないのでしょうか。と言いますのが、今後も、今まで町道に落石があったりとか、あるいは草刈りのときに石が飛んでそれを補償とか、あるいは中学校の校舎の屋上から雪が落ちた場合という事案がありましたが、これも全て町のほうで補償しておりますが、今回、これ業者がはっきりしておるわけなんです、金額の少ない、大きいにかかわらず、業者がはっきりしている場合は業者のほうに損害を求めるといえることはできないのでしょうか。理由をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いわゆる解体工事をすることによって被害がというのは、いわゆる例えばその重機等で隣近所の家を当てて壊したということであれば、当然、業者が負担するということでございますけれど、やはりどうしても一部5階建てのものを解体する場合は、振動等が出る

という、そういったおそれにつきましては業者が負担するということが、予測が立たないものでございますので、とてもそれは契約行為に入っておりませんので、当初の入札等にも入れてございませんので、当然これは生じた場合は、発注者がみるというのが基本だというふうに思っております。

これについても、また先ほど申し上げましたように、いわゆる調査を業者に任せた場合は数百万円ということでもございましたので、実際に目視しながら困っておるところを調査して、被害ということで、非常に何て言いますか、業者委託して調査をということであれば、すごい大きい金額があったわけでございますけれど、実際に行って本人には納得していただきながら、算出した金額でございますので、この金額を提示させていただいたわけでございますけれど、内容につきましては、先ほど議員に説明しましたように、高橋建設が実際に解体のときに直接的な被害を与えたものではないということでもございますので、町のほうで負担すべきものであるというように考えています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。それでは、質疑がないようですので、質疑なしと認め、本案は報告をもって終了いたします。

日程第 1 1. 議案第 7 3 号

○議長（安永 友行君） 引き続き日程第 1 1、議案第 7 3 号平成 2 8 年度吉賀町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 7 3 号でございます。

これにつきましては、先ほどの損害賠償金額を予算化するというものでございます。議案第 7 3 号平成 2 8 年度吉賀町一般会計補正予算（第 5 号）、平成 2 8 年度吉賀町一般会計補正予算第 5 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 0 億 2, 6 8 7 万 2, 0 0 0 円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 2 8 年 1 0 月 7 日提出、吉賀町長中谷勝。

1 ページお開きください。第 1 表歳入予算補正、歳入、款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、補正の額が 1 6 万 2, 0 0 0 円で、補正後の額が 3 2 億 3, 9 8 7 万 7, 0 0 0 円、歳入の合計が、補正前の額が 7 0 億 2, 6 7 1 万円、補正額が 1 6 万 2, 0 0 0 円、補正後の額が 7 0 億

2,687万2,000円でございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、補正額が同額の16万2,000円、補正後の額が5億2,773万8,000円、歳出の合計が補正前の額が70億2,671万円、補正額が16万2,000円、補正後の額が70億2,687万2,000円でございます。

続きまして、事項別明細書でございますけれども、総括の歳入で款の9地方交付税、補正前の額が32億3,971万5,000円、補正額が16万2,000円、補正後の額が32億3,987万7,000円でございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。款4衛生費、補正額が16万2,000円で補正後の額が7億4,343万7,000円ということでございます。財源の内訳につきましては一般財源ということでございます。

1ページをお開きください。いただきまして、歳入から申し上げますけれども、2、歳入、9款地方交付税、1項地方交付税、目1地方交付税で補正額が16万2,000円で補正後の額が32億3,987万7,000円でございます。先ほどと同じように、説明、節の欄は地方交付税でございまして、16万2,000円というものでございます。

1ページをお開きいただきまして、3の歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、目4環境衛生費、補正額は16万2,000円で、補正後の額は214万3,000円ということで、内訳につきましては一般財源16万2,000円ということで、節でございますけれども、22の補償補填及び賠償金ということで、先ほど御説明いたしました専決処分の旧備中屋解体の際の補償費というものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 本案については、詳細説明はありませんので提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第73号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長及び経済常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、3件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よってお手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。これで会議を閉じます。

平成28年第3回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございます。

午前9時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員